

# WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業 （地域アドバンスト・ラーニング・ネットワーク構築のための委託事業） 委託要項

令和3年9月16日  
初等中等教育局長決定  
令和4年9月9日改正  
令和5年2月7日改正  
令和6年1月31日改正

## 1. 趣旨

社会の大きな変革として Society 5.0 が訪れようとする中、我が国の新たな社会を牽引する人材の育成が求められており、平成30年6月に文部科学省「Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会」においてまとめられた「Society 5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」において、新たな時代に向けた学びの変革、取り組むべき施策（Society 5.0に向けたリーディング・プロジェクト）の一つとして、文理両方を学ぶ高大接続改革にもとづく、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム（以下「WWLコンソーシアム」という。）の創設が提案された。

WWLコンソーシアムは、高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて履修可能とする高校生の学習プログラムの開発と実践を担うものとして想定されており、将来的に、高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国立、公立及び私立の高等学校等を拠点校として整備し、すべての高校生が選抜を経てオンライン・オフラインで参加することを可能とする仕組みを持つことが目指されている。

WWLコンソーシアム構築支援事業（以下「WWL事業」という。）では、Society 5.0において共通して求められる力（①文章や情報を正確に読み解き対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探究力等）を基盤として、将来、新たな社会を牽引し、世界で活躍できるビジョンや資質・能力を有したイノベーティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」（以下「ALネットワーク」という。）を形成した拠点校を全国に配置することで、将来的に、WWLコンソーシアムへとつなげることを目的としている。

本委託事業においては、全国拠点機関との連携、域内ALネットワークの統括・情報集約、域内でイノベーティブなグローバル人材育成を実施する高校との連携促進機能を有した取組を通じて、域内各事業拠点間のネットワークを構築し、WWL

事業全体の効果的な実施を目指す。

## 2. 委託内容

各事業拠点における取組について、全国拠点機関との事業全体の情報共有、域内の各ALネットワークとの事業に係る情報共有及び開発されたカリキュラム・成果物を利用するためのホームページ作成・運営、域内でイノベーティブなグローバル人材育成を実施する高校との連携促進のためのミニフォーラム主催・実施等の取組を委託する。

## 3. 委託先

本事業の委託先は、本事業の委託先は、当該取組を実施することができる大学や実施機関等とする（以下「実施機関」という。）。ただし、任意団体については下記の要件を満たすこととする。

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

## 4. 委託期間

委託期間は、原則として3年間とする。ただし、委託契約については年度ごとに締結することとし、契約期間は契約書で定めるものとする。なお、年度ごとの実績や、翌年度以降の事業計画を踏まえつつ、継続することが妥当であると判断された調査研究を次年度の対象とする。また、国の財政事情や事業の評価結果等により、当該実施期間を必ず保証するものではないことに留意すること。

## 5. 委託手続

- (1) 委託内定後、委託を受けようとする実施機関は、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて、事業計画書を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、実施機関から提出された事業計画書等の内容を確認し、適切であると認めた場合、当該実施機関と委託契約を締結する。なお、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。

## 6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で本取組に要する経費（諸謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、人件費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。ただし、委託先が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、契約額の全部又は一部を概算払するものとする。
- (3) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。

- (4) 本事業の実施過程において、事業計画の内容を変更する必要があるときは、事業計画変更承認申請書により速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による経費区分間の流用で、経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合はこの限りではない。
- (5) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書類等を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

## 7. 再委託

- (1) 委託を受けた本取組の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、再委託することが本取組を実施する上で合理的であると認められるものについては、一部を再委託することができる。
- (2) 委託事業の一部を再委託しようとする場合は、再委託承認申請書を記載の上、文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の承認後、再委託先の相手方の変更等履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (3) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

## 8. 事業完了（廃止）の報告

- (1) 委託先は、本事業が完了したとき、又は廃止の承認を受けたときは、収支金額を確定の上、完了の日又は承認の日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、詳細に記載した事業完了（廃止）報告書、支出を証明できる領収書等の写し及び収支簿を文部科学省に提出すること。
- (2) 委託先は、事業の成果普及等のため、上記（1）の事業完了（廃止）報告書のほか、成果物（成果報告書を含む。）を文部科学省に提出するものとする。
- (3) 成果物については、委託先においてもホームページに掲載するなど、成果普及に努めること。

## 9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8（1）により提出された事業完了（廃止）報告書について、調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 文部科学省は、上記（1）において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

## 10. 委託の取消し

- (1) 文部科学省は、委託先が委託要項等に係る違反をしたとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは委託を解除することができる。
- (2) 文部科学省は、上記（1）による場合で、概算払により既に経費を支出した

- 場合については、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。
- (3) 上記(1)により経費の返納を求められたときは、文部科学省歳入徴収官の発する納入告知書により返納しなければならない。

#### 1 1. 著作権等

委託先は、本取組により発生した権利がある場合には、原則として本事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。

#### 1 2. その他

- (1) 文部科学省は、委託先による本取組の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正処置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、必要があると認めたときは、委託先に対して本取組の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。
- (3) 本事業によって実施する取組が、他の事業の委託費又は補助金等による財政的措置を受けている場合は、本事業経費として支出することはできない。
- (4) 実施機関は、成果のWEB上での公開や成果報告書等の配布、必要に応じて活用状況の把握を行うなど、本事業により得られた成果が広く普及・活用されるよう努めるものとする。また、文部科学省が行う事業成果の活用状況の把握等に協力するものとする。
- (5) 文部科学省は、本事業の実施に当たり、実施機関の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (6) 実施機関は、本事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (7) この要項に定めのない事項で本取組の実施に必要な事項は、初等中等教育局委託事業事務処理要領による。